

橋本市産業振興促進計画 工程表

事業		R7.7	R8.4	R9.4	R10.4	R11.4
振興すべき業種を促進するために行う事業	租税特別措置の適用	事業者による措置の活用	事業者による措置の活用			
	地方税の不均一課税に伴う減収補填措置	事業者による措置の活用	事業者による措置の活用			
その他						

- ・租税特別措置の適用、地方税の不均一課税に伴う減収補填措置・・・

令和7年度については、特別措置の活用が図られるよう、事業者・関係団体等に対して広報・説明等を実施し、制度の積極的な普及に努める。

令和8年度以降については、状況に応じた対応を実施する。